

## 議案第2号

### 事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結する。

- 1 契約の目的 厚木市ふれあいプラザ再整備事業
- 2 事業場所 厚木市金田1156番地
- 3 契約金額 5,003,760,008円（うち消費税及び地方消費税の額452,758,395円）に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額
- 4 契約の相手方 厚木市栄町1丁目2番2号  
ふれあいプラザPFIパートナーズ株式会社  
代表取締役 浮穴 浩一 様
- 5 契約期間 契約締結の日から令和21年3月31日まで

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

### 提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議決を求める。

議案第8号

厚木市ふれあいプラザ指定管理者の指定について

次のとおり厚木市ふれあいプラザの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 厚木市ふれあいプラザ
- 2 指定管理者 (所在地) 厚木市栄町1丁目2番2号  
(名称) ふれあいプラザPFIパートナーズ株式会社  
(代表者) 代表取締役 浮穴 浩一 様
- 3 指定の期間 令和5年7月1日から令和21年3月31日まで

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

議案第9号

厚木市ふれあいプラザ指定管理者の指定期間の変更について

次のとおり厚木市ふれあいプラザ指定管理者の指定期間を変更する。

- 1 施設 の 名 称 厚木市ふれあいプラザ
- 2 指 定 管 理 者 (名 称) ふれあいプラザ共同事業体  
(構成員代表者) 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号  
シンコースポーツ株式会社  
代表取締役 石崎 健太 様
- 3 指定の期間の変更 「2018(平成30)年4月1日から2021年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和3年8月31日まで」に変更する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

議案第 2 2 号

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

厚木市長 小 林 常 良

提案理由

厚木市ふれあいプラザ P F I 事業者選定委員会を廃止するため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会の項を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第97号を削り、第98号を第97号とし、第99号を第98号とし、第100号を第99号とする。

第2条第1項中「第99号まで」を「第98号まで」に改め、同条第2項中「前条第100号」を「前条第99号」に改める。

第3条中「第1条第100号」を「第1条第99号」に改める。

第5条第1項中「第100号」を「第99号」に改める。

第6条第1項第1号中「第99号まで」を「第98号まで」に改める。

別表中97の項を削り、98の項を97の項とし、99の項を98の項とする。

議案第25号

厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例について

厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

再整備する厚木市ふれあいプラザの利用料金を定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

厚木市立ふれあいプラザ条例（平成元年厚木市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、公開の施設及び設備（これらを専用に利用する場合における当該施設及び当該設備を除く。）については、この限りでない。

第4条を第3条とする。

第5条第5項中「回数利用券」の次に「及び定期利用券」を加え、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条各号列記以外の部分中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条第2号中「第4条第4項各号」を「第3条第4項各号」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第1号中「第9条第2項各号」を「第8条第2項各号」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「第12条又は第13条」を「第11条又は第12条」に改め、同項第2号中「第9条第2項各号」を「第8条第2項各号」に改め、同項第3号中「第12条各号」を「第11条各号」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第15条関係）

施設	区分		利用料金	
			市内	市外
温水プール	専用利用		1コース1時間につき 1,000円	1コース1時間につき 2,000円
	個人利用	一般	1回 500円	1回 1,000円
		小学生（義務教育学校の前期課程に在学する児童を含む。以下同じ。） 、中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒を含む。以下同じ。）	1回 200円	1回 400円

		幼児	1回 100円	1回 200円
温浴施設	個人利用	一般	1回 490円	1回 980円
		小学生、中学生	1回 200円	1回 400円
		幼児	1回 100円	1回 200円
トレーニングルーム	個人利用	一般	1回 400円	1回 800円
		中学生	1回 200円	1回 400円
スタジオ	専用利用		1室1時間につき 1,000円	1室1時間につき 2,000円
	個人利用	一般	1回 400円	1回 800円
		小学生、中学生	1回 200円	1回 400円
		幼児	1回 100円	1回 200円
会議室	専用利用		1室1時間につき 300円	1室1時間につき 600円

- 備考
- 1 「一般」とは、中学生以下の者以外の者をいう。
  - 2 「1回」とは、1日につき指定管理者が指定した時間以内をいう。
  - 3 「幼児」とは、満3歳から学齢に達しないまでの者をいう。
  - 4 「専用利用」とは、団体が専用して利用することをいう。
  - 5 「市内」とは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は主たる活動場所が市内にある団体に係る利用をいい、「市外」とは、それ以外のものに係る利用をいう。
  - 6 愛川町又は清川村に居住し、通勤し、又は通学する個人の利用料金については、市内の区分によるものとする。
  - 7 専用利用の料金を算定する場合において、1時間に満たない時間があるときは、その満たない時間は、1時間とする。
  - 8 温水プールを専用利用する場合の利用料金は、当該専用利用の利用料金を徴収するほか、個人利用に係る利用料金に当該団体の利用者の数を乗じて得た額の利用料金を徴収する。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。